

名南M&A株式会社 定款

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、名南M&A株式会社と称し、英文では、meinan M&A co., ltd. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業の合併及び資本提携並びに業務提携の仲介
2. 企業の事業譲渡及び事業用資産の売買並びにそれらの仲介
3. 企業経営及び資産運用に関する企画の立案並びにコンサルティング
4. 企業の海外進出に関するコンサルティング
5. 未公開企業、上場企業、投資ファンド等に対する投資事業・経営・エクイティコンサルティング
6. 投資事業組合財産、投資ファンドの管理運営業務
7. 財務、将来性等の企業評価及び事業譲渡等の財産評価業務
8. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を名古屋市に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第5条（機関の設置）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、10,400,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

第11条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

第13条（株主総会の招集）

定時株主総会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第14条（株主総会の招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（株主総会の決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は7名以内とする。

第20条（取締役の選任の方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第25条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 30 条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 31 条（監査役の員数）

当会社の監査役は4名以内とする。

第 32 条（監査役の選任の方法）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第35条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第36条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第38条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第39条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第40条（監査役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第 41 条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 42 条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 43 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

第 44 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

第 45 条 (期末配当金)

当会社は、株主総会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第 46 条 (中間配当金)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第 47 条 (期末配当金等の除斥期間)

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息はつけないものとする。